

広島県告示第千百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和二年十一月十二日までの間、縦覧に供する。

令和二年十月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	安芸高田市高宮町佐々部字植谷一八三二番一地先から安芸高田市高宮町佐々部字野部向山六二二番一地先まで	令和二年十月二十九日